



上石津図書館の臨時休館

上石津図書館は、蔵書点検・図書整理のため、臨時休館します。



- *臨時休館日／2月25日(木)・26日(金)
- *問合せ／同館(☎45-3118)へ

歴史民俗資料館の臨時休館

歴史民俗資料館は、空調工事のため、臨時休館します。

- *臨時休館日／2月10日(水)・11日(木・祝)
- *問合せ／同館(☎91-5447)へ



市土地開発公社

大垣市土地開発公社は、次の保有地を公募申込で売却します。

概要は、同公社で配布の「保有地売却のしおり」(同公社HPからダウンロード可)をご覧ください。

詳しくは、同公社(☎47-8649)へ。

- ▶申込／2月1～12日の平日の午前8時30分～午後5時15分に直接、同公社(市役所5階)へ



〈売却する土地〉

番号	所在地番	地目	面積(㎡)	価格(円)
83	外洲2丁目31番2	田	2,995.02	73,370,000
95	大島町2丁目150番2	田	1,508.93	33,950,000
120	新開町95番2	田	991.75	25,580,000
151-2	墨俣町二ツ木字張田子314番3	田	270.23	7,350,000

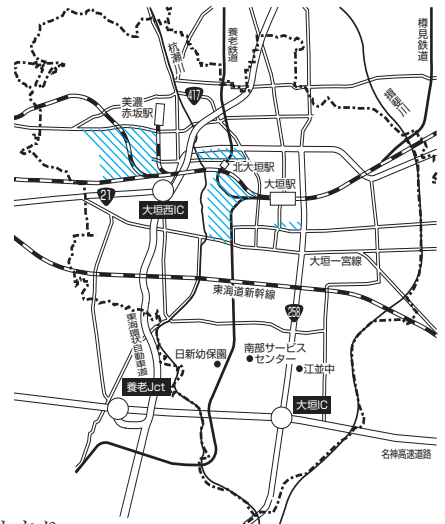
保有地の売却

水道管漏水調査を行います

市は、道路に埋設された水道管の漏水調査を行います。調査員は、市が委託した専門業者で、腕章と市が発行した身分証明書を携帯しています。なお、家庭の水道メーターを確認させていただく場合があります。

大切な水を無駄にしないために、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- ▶調査区域／右図のとおり
- ▶調査期間／1月下旬～3月下旬(夜間調査の場合もあり)
- ▶問合せ／水道課(☎47-8692)へ



自力避難に心配がある皆さん 災害時要援護者台帳に 登録しませんか？

ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人などは、災害発生時の避難に手助けが必要な場合があります。

災害時要援護者台帳は、こうした人の氏名・住所・緊急連絡先などを本人の同意により登録するもので、自治会などにあらかじめ提供され、災害発生時の援護活動などに活用されます。

自力での避難に心配がある人はご登録ください。

- *対象／市内で在宅生活し、災害発生時に本人や家族などによる避難が困難な人で、下表のいずれかに該当する人
- *台帳の提供先／自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署
- *申込／印鑑を持参のうえ、社会福祉課(上石津・墨俣地域事務所も可)へ。または、申込書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入・押印のうえ、社会福祉課(〒503-8601 丸の内2-29)へ
- *問合せ／社会福祉課(☎47-7256)へ

対象者
65歳以上のひとり暮らし高齢者
要介護認定を受けている人(要介護1以上)
身体障害者手帳を持っている人
療育手帳を持っている人
精神障害者保健福祉手帳を持っている人
その他災害時に地域の援護が必要な人



災害の状況によっては、支援する人が被災する場合があります。「自分の身は自分で守る」ということを心がけてください。

ご確認ください！

屋外広告物は申請が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、采例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。詳しくは、都市計画課(☎47-8694)へ。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものを呼びます。営利目的の可否は問いませんのでご注意ください。 ※自分の敷地内でも規制がかかります

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔(板)、そのほか工作物などに表示されたもの、またはこれらに類するもの

許可申請が必要

許可申請書(市HPからダウンロード可)に必要な書類を添付し、市に申請してください。高さや面積などの基準を審査します。また許可には、面積などに応じ、審査にかかる手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所につき表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。 ※許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要で

安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。

広告物を表示・設置するにあたり、広告主、所有者、広告物設置業者などは、補修その他、必要な管理を行う義務があります。

